

令和 年度

S

(案)

人材派遣契約書

人材派遣契約書

1. 件名
2. 派遣場所 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
電子航法研究所
3. 履行期間 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日
4. 契約金額 1時間あたり単価 ¥.-
(取引に係る消費税および地方消費税の額を除く。)
5. 契約保証金 免除

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所電子航法研究所(以下「発注者」という。)と (以下「受注者」という。)は、人材派遣()の派遣に関し、次のとおり契約を締結する。

(総則及び就業条件)

第 1 条 受注者は、本契約の各条項及び仕様書に定める内容に従って、発注者に対し、要員の派遣を行うものとする。なお、就業条件については、本契約書及び仕様書に基づき、労働者派遣契約(以下「個別契約」という。)でこれを定めるものとする。

(使用者の義務)

第 2 条 発注者は、受注者の派遣する要員(以下「派遣要員」という。)の労働時間及び安全管理について、労働基準法等の使用者としての責任を負うものとする。
2 受注者は、派遣要員に対し、前項に定める以外の労働基準法等の使用者としての責任及び労働災害補償保険等の事業主としての責任をすべて負うものとする。

(責任者の選定)

第 3 条 発注者及び受注者は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任するものとする。また、発注者は派遣労働者を直接指揮命令する者を定めるものとする。

(派遣要員の交替)

第 4 条 発注者は、派遣要員が個別契約に定める業務を遂行する上で、著しく不相当と認められるときは、受注者にその理由を書面にて通知し、派遣要員の交替を求めることができるものとする。

2 受注者は、受注者の事由により派遣要員を交替しようとする場合は、発注者にその理由、交替の時期及び新たに派遣する要員名等を事前に書面にて通知するものとする。このとき、契約単価の見直しは行わないものとする。なお、緊急の場合を除き、上記の交替通知は、概ね一ヶ月前までに行うものとする。

(苦情処理)

第 5 条 発注者及び受注者双方は、派遣要員の就業に関して、苦情その他問題が生じた場合には、互いに緊密に連携し、問題の適切かつ迅速な処理と解決に努めるものとする。

(損害賠償)

第 6 条 受注者は、派遣要員の就業に関連して、派遣要員が受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に人的、或いは物的な損害を与え、紛争を生じようとする事態を発生させた場合には、発注者と受注者間で協議した上で、受注者の責任と負担においてこれを処理し、解決するものとする。

(機密保持)

第 7 条 受注者及び派遣要員は、本契約（個別契約を含む。以下同じ。）の締結及び履行その他これに関連又は付随して知り得た機密事項を、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、これに伴い、受注者及び派遣要員は、機密漏洩の可能性を排除するよう十分な注意を払うものとする。

2 前項の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 8 条 発注者及び受注者双方とも、契約の相手方より書面による事前の承諾を得ることなく、本契約及びこれに関連して発生する権利義務を第三者に譲渡、移転してはならない。

(権利の帰属)

第 9 条 派遣要員の業務の結果としてのデータ、印刷物、その他成果物の所有権は、すべて発注者に帰属するものとする。

(毎月業務の完了及び検査)

第 10 条 受注者は、毎月定める業務が完了したときは、速やかに発注者に対し、発注者の指定する検査職員による検査確認を受けるものとする。

(派遣料金の支払い)

第 11 条 発注者は、本契約に基づく派遣要員の対価（以下「派遣料金」という。）及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額を、前条の検査確認後、受注者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に対し支払うものとする。なお、派遣料金の計算にあたり、当該月の実働時間に次の各号に該当する時間がある場合は、当該時間数は当該各号により計算するものとする。

- 一 超過勤務時間（実働 8 時間を超えた時間）及び休日勤務時間は、本契約書頭書記載の契約金額（1 時間あたりの単価）（以下本条において「契約単価」という。）に 25% の割増とする。
- 二 労働基準法に基づく法定休日勤務時間は、契約単価の 35% の割増とする。
- 三 勤務日の 22 時以降の勤務時間及び休日の超過勤務時間は、契約単価に 50% の割増とする。

(時間外労働時間)

第 12 条 時間外労働は、最長 1 日 8 時間、1 ヶ月 45 時間、1 年間 360 時間の範囲内とする。

(契約金額の改定)

第 13 条 契約金額（1 時間あたり単価）の改定は、本契約を締結した月の総務省統計局公表の消費者物価指数（総合指数）を基準として、同指数に±5% の変動があった場合のみ、発注者及び受注者間で協議のうえ、改定することができる。

(延滞金)

第 14 条 発注者は、派遣料金その他本契約に基づき受注者に対して負う金銭債務につき、その支払期限までに天災地変等やむを得ない場合のほか、これを支払わないときは、支払期限到来の日の翌日より支払を了した日までの日数に応じ、契約金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が定める率で計算した額を受注者に支払うものとする。

(契約派遣期間)

第 15 条 派遣要員の派遣期間は、令和 年 月 日より令和 年 月 日までとする。

(契約の解約又は解除)

- 第 16 条 受注者は、契約期間終了の前に本契約を解約しようとするときは、発注者に対し予め書面による申し出を行い、発注者の承諾を受けなければならない。
- 2 発注者及び受注者双方とも、契約の相手方が本契約に定める義務に反し、契約の目的を達成する見込みがないときは、前項に拘わらず本契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により本契約が解約又は解除された場合は、発注者は、未払いの派遣料金を派遣要員の実働日数及び実働時間に応じ計算し、その対価及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額を受注者に支払うものとする。

(合意管轄)

- 第 17 条 本契約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(独占禁止法違反)

- 第 18 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 1/10 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(独占禁止法違反違約金に係る遅延利息)

第 19 条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5.00% の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(協議)

第 20 条 本契約に定めのない事項、契約条項中疑義の生じた事項及び契約の変更については、発注者及び受注者双方別途協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 東京都調布市深大寺東町 7 丁目 42 番 23 号
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
契約担当役
電子航法研究所 所長 ㊟

受注者 ㊟